株式売出目論見書の訂正事項分

2025年７月

（第１回訂正分）

株式会社トランザクション

この目論見書により行う株式5,041,575,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式756,236,250円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第４条第１項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

１【株式売出目論見書の訂正理由】

当社は、2025年７月24日に株式会社東京証券取引所において自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による自己株式の取得を行い、引受人の買取引受による売出しの売出人である石川論は、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却いたしましたので、これらに関する事項を訂正及び追加するため、株式売出目論見書を訂正いたします。

２【訂正事項】

頁

第一部　証券情報 …… 1

募集又は売出しに関する特別記載事項 …… 1

３　自己株式の取得及び消却について …… 1

自己株式の取得等の状況 …… 2

３【訂正箇所】

訂正箇所は＿＿＿罫で示してあります。

第一部【証券情報】
【募集又は売出しに関する特別記載事項】

３　自己株式の取得及び消却について

当社は、2025年７月22日（火）開催の取締役会において、資本効率の向上や更なる株主還元の実施とともに、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による自己株式の取得及び自己株式の消却に関する事項を決議しております。

自己株式の取得は、取得株式の総数650,000株、取得価額の総額1,950,000,000円をそれぞれ上限とし、2025年７月24日（木）から2025年７月31日（木）までの期間を取得期間として実施する予定でおりましたが、当社は、上記取締役会決議に基づき、2025年７月24日（木）に株式会社東京証券取引所において自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による自己株式の取得（取得株式の総数600,000株、取得価額の総額1,486,800,000円）を行い、引受人の買取引受による売出しの売出人である石川諭は、当該自己株式の取得に応じて、引受人の買取引受による売出しに係る当社普通株式とは別に、その保有する当社普通株式の一部600,000株を売却しております。なお、上記取締役会決議に基づく自己株式の取得は、2025年７月24日（木）をもって全て終了しております。

（後略）

自己株式の取得等の状況

（対象期間　2025年７月24日）

2025年７月24日

株式の種類　普通株式

１【取得状況】

（１）【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

（２）【取締役会決議による取得の状況】

2025年７月24日現在

区分	株式数（株）		価額の総額（円）
取締役会（2025年７月22日）での決議状況 （取得期間　2025年７月24日～2025年７月31日）		650,000	1,950,000,000
対象期間における取得自己株式（取得日）	７月24日	600,000	1,486,800,000
計	－	600,000	1,486,800,000
自己株式取得の進捗状況（％）		92.31	76.25

（注）１　取得自己株式は、約定ベースで記載しております。

２　自己株式取得の進捗状況については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

２【処理状況】

該当事項はありません。

３【保有状況】

2025年７月24日現在

対象期間末日における保有状況	株式数（株）
発行済株式総数	29,375,400
保有自己株式数	536,056

（注）１　保有自己株式数は、受渡しベースで記載しており、2025年７月24日に取得した600,000株の受渡しは、2025年７月28日に行われます。

２　保有自己株式数には、2025年７月１日から2025年７月24日までの単元未満株式の買取りによる株式は含めておりません。

株式売出目論見書

2025年7月

TRANSACTION

株式会社トランザクション

この目論見書により行う株式5,041,575,000円（見込額）の売出し（引受人の買取引受による売出し）及び株式756,236,250円（見込額）の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）については、当社は金融商品取引法第４条第１項ただし書により同項本文の規定による届出は行っておりません。

なお、売出価格等については、今後訂正が行われます。

また、その他の記載内容についても訂正されることがあります。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕https://www.trans-action.co.jp/ir/news.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

株式売出目論見書

売出価格　未定

株式会社トランザクション

東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号

目　　次

頁

【表紙】
（株価情報等）
１【株価、ＰＥＲ及び株式売買高の推移】 …… 1
２【大量保有報告書等の提出状況】 …… 1
第一部【証券情報】 …… 2
第１【募集要項】 …… 2
第２【売出要項】 …… 2
１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】 …… 2
２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】 …… 3
３【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】 …… 4
４【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】 …… 5
【募集又は売出しに関する特別記載事項】 …… 6
第３【第三者割当の場合の特記事項】 …… 7
第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】 …… 8
第三部【参照情報】 …… 8
第１【参照書類】 …… 8
第２【参照書類の補完情報】 …… 8
第３【参照書類を縦覧に供している場所】 …… 11
第四部【提出会社の保証会社等の情報】 …… 11
第五部【特別情報】 …… 11
「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面 …… 12
事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移 …… 13
2025年８月期第３四半期連結会計期間（自　2025年３月１日　至　2025年５月31日）の業績の概要 …… 18
期中レビュー報告書 …… 25

【表紙】

【会社名】	株式会社トランザクション
【英訳名】	TRANSACTION CO.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役会長　　石川　諭
【本店の所在の場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
【電話番号】	03-5468-9033（代表）
【事務連絡者氏名】	取締役　　北山　善也
【最寄りの連絡場所】	東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号
【電話番号】	03-6861-5577
【事務連絡者氏名】	取締役　　北山　善也
【本目論見書により行う売出有価証券の種類】	株式
【本目論見書により行う売出金額】	引受人の買取引受による売出し　5,041,575,000円 オーバーアロットメントによる売出し　756,236,250円 （注）　売出金額は、売出価額の総額であり、2025年７月11日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。
【安定操作に関する事項】	１　今回の売出しに伴い、当社の発行する上場株式について、市場価格の動向に応じ必要があるときは、金融商品取引法施行令第20条第１項に規定する安定操作取引が行われる場合があります。 ２　上記の場合に安定操作取引が行われる取引所金融商品市場を開設する金融商品取引所は、株式会社東京証券取引所であります。

（株価情報等）

１【株価、ＰＥＲ及び株式売買高の推移】

2022年７月19日から2025年７月11日までの株式会社東京証券取引所における当社普通株式の株価、ＰＥＲ及び株式売買高の推移（週単位）は以下のとおりであります。

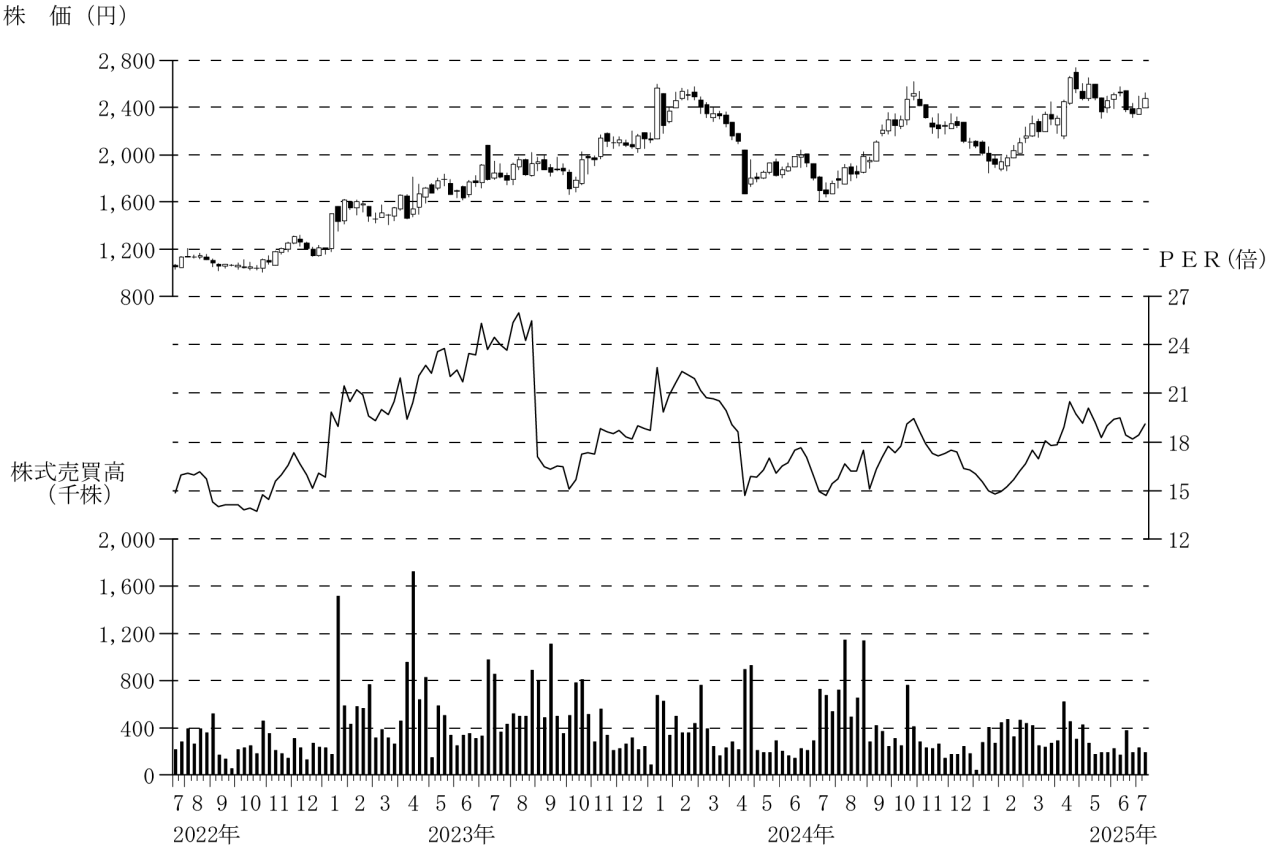

（注）１　・株価のグラフ中の１本の罫線は、週単位の始値、高値、安値、終値の４種類の株価を表しております。
・始値と終値の間は箱形、高値と安値の間は線で表しております。
・終値が始値より高い時は中を白ぬき、安い時は中黒で表しております。

２　ＰＥＲの算出は、以下の算式によります。

$$\text{ＰＥＲ（倍）}=\frac{\text{週末の終値}}{\text{１株当たり当期純利益}}$$

2022年７月19日から2022年８月31日については、2021年８月期有価証券報告書の2021年８月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。
2022年９月１日から2023年８月31日については、2022年８月期有価証券報告書の2022年８月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。
2023年９月１日から2024年８月31日については、2023年８月期有価証券報告書の2023年８月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。
2024年９月１日から2025年７月11日については、2024年８月期有価証券報告書の2024年８月期の連結財務諸表の１株当たり当期純利益を使用。

２【大量保有報告書等の提出状況】

2025年１月22日から2025年７月11日までの間における当社株式に関する大量保有報告書等の提出状況は、以下のとおりであります。

提出者（大量保有者）の氏名又は名称	報告義務発生日	提出日	区分	保有株券等の総数（株）	株券等保有割合（％）
ニューバーガー・バーマン株式会社	2025年３月14日	2025年３月17日	大量保有報告書	1,475,100	5.02

（注）　上記大量保有報告書等は関東財務局に、また大量保有報告書等の写しは当社普通株式が上場されている株式会社東京証券取引所に備置され、一般の縦覧に供されております。

第一部【証券情報】

第１【募集要項】

該当事項はありません。

第２【売出要項】

１【売出株式（引受人の買取引受による売出し）】

2025年７月29日（火）から2025年８月４日（月）までの間のいずれかの日（以下「売出価格等決定日」という。）に決定される引受価額にて後記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」に記載の引受人は買取引受けを行い、当該引受価額と異なる価額（売出価格）で売出しを行います。引受人は受渡期日に引受価額の総額を売出人に支払い、本売出し（以下「引受人の買取引受による売出し」という。）における売出価格の総額との差額は引受人の手取金とします。売出人は引受人に対して引受手数料を支払いません。

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	2,100,000株	5,041,575,000	東京都大田区 石川　諭 1,550,000株 東京都千代田区大手町一丁目９番６号 株式会社日本政策投資銀行 500,000株 東京都大田区 石川　智香子 50,000株

（注）１　引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から315,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（以下「オーバーアロットメントによる売出し」という。）を行う場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　１　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。

２　引受人の買取引受による売出しに関連して、ロックアップに関する合意がなされておりますが、その内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　２　ロックアップについて」をご参照下さい。

３　2025年６月30日（月）開催の取締役会において、2025年９月１日（月）付をもって当社普通株式１株を２株に分割することを決議しております。この株式の分割は、2025年８月31日（日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する当社普通株式を、１株につき２株の割合をもって分割するものであります。

４　振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町７番１号

５　売出価額の総額は、2025年７月11日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

２【売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）】

売出価格（円）	引受価額（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）１、２ 売出価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に0.90～1.00を乗じた価格（１円未満端数切捨て）を仮条件とします。	未定 （注）１、２	自　2025年８月５日(火) 至　2025年８月６日(水) （注）３	100株	１株につき売出価格と同一の金額	右記金融商品取引業者の本店及び全国各支店	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社 東京都港区六本木一丁目６番１号 株式会社ＳＢＩ証券 東京都千代田区大手町一丁目９番２号 三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	（注）４

（注）１　日本証券業協会の定める有価証券の引受け等に関する規則第25条に規定される方式により、上記仮条件により需要状況を勘案した上で、2025年７月29日（火）から2025年８月４日（月）までの間のいずれかの日（売出価格等決定日）に売出価格を決定し、併せて引受価額（売出人が引受人より受取る１株当たりの売買代金）を決定いたします。

今後、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金をいう。以下同じ。）が決定された場合は、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額をいう。以下同じ。）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕https://www.trans-action.co.jp/ir/news.html）（以下「新聞等」という。）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

２　前記「１　売出株式（引受人の買取引受による売出し）」の冒頭に記載のとおり、売出価格と引受価額とは異なります。売出価格と引受価額との差額の総額は、引受人の手取金となります。

３　株式の受渡期日は、2025年８月12日（火）であります。

申込期間及び受渡期日については、上記のとおり内定しておりますが、売出価格等決定日において正式に決定する予定であります。

なお、上記申込期間及び受渡期日については、需要状況を勘案した上で繰り上げることがあります。当該需要状況の把握期間は、最長で2025年７月28日（月）から2025年８月４日（月）までを予定しておりますが、実際の売出価格等の決定期間は、2025年７月29日（火）から2025年８月４日（月）までを予定しております。

したがいまして、

①　売出価格等決定日が2025年７月29日（火）の場合、申込期間は「自　2025年７月30日（水）　至　2025年７月31日（木）」、受渡期日は「2025年８月５日（火）」

②　売出価格等決定日が2025年７月30日（水）の場合、申込期間は「自　2025年７月31日（木）　至　2025年８月１日（金）」、受渡期日は「2025年８月６日（水）」

③　売出価格等決定日が2025年７月31日（木）の場合、申込期間は「自　2025年８月１日（金）　至　2025年８月４日（月）」、受渡期日は「2025年８月７日（木）」

④　売出価格等決定日が2025年８月１日（金）の場合、申込期間は「自　2025年８月４日（月）　至　2025年８月５日（火）」、受渡期日は「2025年８月８日（金）」

⑤　売出価格等決定日が2025年８月４日（月）の場合は上記申込期間及び受渡期日のとおり、

となりますのでご注意下さい。

４　元引受契約の内容

買取引受けによります。

引受手数料は支払われません。

ただし、売出価格と引受価額との差額は、引受人の手取金となります。

各金融商品取引業者の引受株式数

金融商品取引業者名	引受株式数
野村證券株式会社	1,680,000株
株式会社ＳＢＩ証券	315,000株
三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	105,000株

5　申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。

6　申込証拠金のうち引受価額相当額は、受渡期日に売出人への支払いに充当します。

7　申込証拠金には、利息をつけません。

8　株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

3【売出株式（オーバーアロットメントによる売出し）】

種類	売出数	売出価額の総額（円）	売出しに係る株式の所有者の住所及び氏名又は名称
普通株式	315,000株	756,236,250	東京都中央区日本橋一丁目13番１号 野村證券株式会社

（注）1　オーバーアロットメントによる売出しは、引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、引受人の買取引受による売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から315,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出しであります。上記売出数は、オーバーアロットメントによる売出しの売出数の上限を示したものであり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。
オーバーアロットメントによる売出し等の内容につきましては、後記「募集又は売出しに関する特別記載事項　1　オーバーアロットメントによる売出し等について」をご参照下さい。
今後、売出数が決定された場合は、売出価格等（売出価格、引受価額及び引受人の手取金）及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項（引受人の買取引受による売出しの売出価額の総額、オーバーアロットメントによる売出しの売出数及びオーバーアロットメントによる売出しの売出価額の総額）について、目論見書の訂正事項分の交付に代えて売出価格等決定日の翌日付の日本経済新聞及び売出価格等の決定後から申込期間の末日までの期間中のインターネット上の当社ウェブサイト（〔URL〕https://www.transaction.co.jp/ir/news.html）（新聞等）で公表いたします。また、売出価格等が決定される前に目論見書の記載内容について訂正が行われる場合には、目論見書の訂正事項分が交付されます。しかしながら、売出価格等の決定に際し、売出価格等及び売出価格等の決定に伴い連動して訂正される事項以外の記載内容についての訂正が含まれる場合には目論見書の訂正事項分が交付され、新聞等による公表は行いません。

2　振替機関の名称及び住所
株式会社証券保管振替機構
東京都中央区日本橋兜町７番１号

3　売出価額の総額は、2025年７月11日（金）現在の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の終値を基準として算出した見込額であります。

4【売出しの条件（オーバーアロットメントによる売出し）】

売出価格（円）	申込期間	申込単位	申込証拠金（円）	申込受付場所	引受人の住所及び氏名又は名称	元引受契約の内容
未定 （注）1	自　2025年 ８月５日(火) 至　2025年 ８月６日(水) （注）1	100株	１株につき売出価格と同一の金額	野村證券株式会社の本店及び全国各支店	―	―

（注）１　株式の受渡期日は、2025年８月12日（火）であります。
売出価格、申込期間及び受渡期日については、前記「２　売出しの条件（引受人の買取引受による売出し）」において決定される売出価格、申込期間及び受渡期日とそれぞれ同一といたします。
２　申込みの方法は、申込期間内に申込受付場所へ申込証拠金を添えて申込みをするものとします。
３　申込証拠金には、利息をつけません。
４　株式は、受渡期日から売買を行うことができます。
社債、株式等の振替に関する法律の適用により、株式の売買は、振替機関又は口座管理機関における振替口座での振替えにより行われます。

【募集又は売出しに関する特別記載事項】

1　オーバーアロットメントによる売出し等について

引受人の買取引受による売出しにあたり、その需要状況を勘案した上で、当該売出しの主幹事会社である野村證券株式会社が当社株主から315,000株を上限として借入れる当社普通株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる売出しの売出数は、315,000株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況により減少し、又はオーバーアロットメントによる売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われる場合、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出しの対象となる株式とは別に、オーバーアロットメントによる売出しの売出数を上限として追加的に当社普通株式を取得する権利（以下「グリーンシューオプション」という。）を、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの受渡期日から2025年８月27日（水）までの間を行使期間（以下「グリーンシューオプションの行使期間」という。（注））として上記当社株主から付与されます。

また、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの申込期間の終了する日の翌日から2025年８月27日（水）までの間（以下「シンジケートカバー取引期間」という。（注））、上記当社株主から借入れた株式（以下「借入れ株式」という。）の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。野村證券株式会社がシンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、借入れ株式の返却に充当されます。なお、シンジケートカバー取引期間内において、野村證券株式会社の判断でシンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる売出しに係る株式数に至らない株式数でシンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

更に、野村證券株式会社は、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しに伴って安定操作取引を行うことがあり、かかる安定操作取引により取得した当社普通株式の全部又は一部を借入れ株式の返却に充当することがあります。

上記のとおりシンジケートカバー取引及び安定操作取引により取得して返却に充当後の残余の借入れ株式は、野村證券株式会社がグリーンシューオプションを行使することにより返却されます。

なお、オーバーアロットメントによる売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる売出しが行われる場合の売出数については、売出価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる売出しが行われない場合は、野村證券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れ、当該株主から野村證券株式会社へのグリーンシューオプションの付与及び株式会社東京証券取引所におけるシンジケートカバー取引は行われません。

（注）　グリーンシューオプションの行使期間及びシンジケートカバー取引期間は、

① 売出価格等決定日が2025年７月29日（火）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年８月５日（火）から2025年８月27日（水）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年８月１日（金）から2025年８月27日（水）までの間」

② 売出価格等決定日が2025年７月30日（水）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年８月６日（水）から2025年８月27日（水）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年８月２日（土）から2025年８月27日（水）までの間」

③ 売出価格等決定日が2025年７月31日（木）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年８月７日（木）から2025年８月27日（水）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年８月５日（火）から2025年８月27日（水）までの間」

④ 売出価格等決定日が2025年８月１日（金）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年８月８日（金）から2025年８月27日（水）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年８月６日（水）から2025年８月27日（水）までの間」

⑤ 売出価格等決定日が2025年８月４日（月）の場合、グリーンシューオプションの行使期間は「2025年８月12日（火）から2025年８月27日（水）までの間」、シンジケートカバー取引期間は「2025年８月７日（木）から2025年８月27日（水）までの間」

となります。

２　ロックアップについて

引受人の買取引受による売出しに関連して、売出人である石川諭、株式会社日本政策投資銀行及び石川智香子並びに当社の株主である石川葵、石川新、株式会社石川商事及び千葉啓一は野村證券株式会社に対し、売出価格等決定日に始まり、引受人の買取引受による売出しの受渡期日から起算して90日目の日に終了する期間（以下「ロックアップ期間」という。）中、野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の売却等（ただし、引受人の買取引受による売出し等を除く。）を行わない旨合意しております。

また、当社は野村證券株式会社に対し、ロックアップ期間中は野村證券株式会社の事前の書面による同意なしには、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換される有価証券の発行又は当社株式を取得若しくは受領する権利を付与された有価証券の発行等（ただし、株式分割による新株式発行等を除く。）を行わない旨合意しております。

上記のいずれの場合においても、野村證券株式会社はロックアップ期間中であってもその裁量で当該合意の内容を一部又は全部につき解除できる権限を有しております。

３　自己株式の取得及び消却について

当社は、2025年７月22日（火）開催の取締役会において、資本効率の向上や更なる株主還元の実施とともに、引受人の買取引受による売出し及びオーバーアロットメントによる売出しの実施に伴う当社株式需給への影響を緩和する観点から、株式会社東京証券取引所における自己株式立会外買付取引（ToSTNeT-３）による自己株式の取得及び自己株式の消却に関する事項を決議しております。

自己株式の取得は、取得株式の総数650,000株、取得価額の総額1,950,000,000円をそれぞれ上限とし、2025年７月24日（木）から2025年７月31日（木）までの期間を取得期間として実施する予定です。

今後、当社が当該決議に基づき自己株式の取得を決定した場合、引受人の買取引受による売出しの売出人である石川諭が、当該自己株式の取得に応じて、その保有する当社普通株式の一部を売却する可能性があります。

なお、石川諭が当該自己株式取得に応じてその保有する当社普通株式の一部を売却した場合でも、それにより、引受人の買取引受による売出しの売出数が減少することはありません。

また、上記により自己株式を取得した場合には、取得した自己株式の全てについて2025年８月５日（火）に消却する予定です。

第３【第三者割当の場合の特記事項】

該当事項はありません。

第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

該当事項はありません。

第三部【参照情報】

第１【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第５条第１項第２号に掲げる事項については、以下に掲げる書類を参照すること。

１【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度　第38期（自　2023年９月１日　至　2024年８月31日）2024年11月28日関東財務局長に提出

２【半期報告書】

事業年度　第39期中（自　2024年９月１日　至　2025年２月28日）2025年４月14日関東財務局長に提出

３【臨時報告書】

１の有価証券報告書提出後、金融商品取引法第24条の５第４項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第２項第９号の２の規定に基づく臨時報告書を2024年11月29日に関東財務局長に提出

第２【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」という。）の提出日以後、2025年７月22日までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」について変更及び追加がありました。

以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」は、当該有価証券報告書等の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」を抜粋して記載したものであり、当該変更箇所については＿＿＿罫で示しております。

また、以下の「事業等のリスク」は、当該有価証券報告書等の「事業等のリスク」を一括して記載したものであり、変更及び追加箇所については＿＿＿罫で示しております。

なお、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されておりますが、以下の「経営方針、経営環境及び対処すべき課題等」及び「事業等のリスク」に記載されたものを除き、当該事項は、2025年７月22日現在においてもその判断に変更はなく、また新たに記載する将来に関する事項もありません。なお、当該有価証券報告書等に記載された将来に関する事項については、その達成を保証するものではありません。

［経営方針、経営環境及び対処すべき課題等］

当社グループの経営方針、経営環境及び対処すべき課題等は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、2025年７月22日現在において当社グループが判断したものであります。

（中略）

５．国内自社製造の強化

生産面においては、国内自社工場において、キャパシティ拡大と印刷技術の高度化を目的に2024年６月に竣工した第２工場を、早期に軌道に乗せ稼働率を向上させてまいります。また、新規設備の投資により、物販需要が高い製品の内製化を推し進めてまいります。

（後略）

［事業等のリスク］

当社グループの経営成績、財政状況等に影響を及ぼす可能性のあるリスク及び変動要因は以下に記載するとおりですが、これらのリスクの存在を認識したうえで、当該リスクの発生に伴う影響を極力回避するための努力を継続してまいります。なお、文中における将来に関する事項は、2025年７月22日現在において当社グループが判断したものであります。

・事業機会リスク
　事業機会の獲得・縮小・撤退などに関係するリスク
・オペレーショナルリスク
　内部プロセス・人・システムが不適切であることなどに関係するリスク

・外部環境リスク

当社グループでは、自らコントロールできない外部与件としてのリスク

＜事業機会リスク＞

① 市場や景気動向により、事業に悪影響を及ぼすリスク

当社グループは、企業向けにセールスプロモーション用の雑貨製品を販売しております。従って、顧客企業がその属する市場や景気動向により、広告宣伝費や販売促進費等のセールスプロモーション費用の削減や投入時期の延期を行った場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、卸売事業者や小売業者向けに雑貨製品の販売も行っており、これら企業の業績動向の他、景気悪化による消費マインドの冷え込み等による一般消費者の購入減少により、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

② 製品の不具合及び供給停止によるリスク

当社グループの提供する製品、サービスにおきまして、何らかの事情により不良品が発生することがあります。不良品が発生した場合、値引きや製品の再生産、再検品、回収等の負担がかかる可能性があります。不良品の発生防止のため、品質管理、生産管理等には十分注意しておりますが、受注金額の大きな案件で不良品が発生した場合には、当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

なお、万一の欠陥製品の発生に備え、製造物責任保険を付保しておりますが、製品の欠陥が理由で製造物責任法（ＰＬ法）による損害賠償問題が発生し、この保険が最終的に負担する賠償額を十分にカバーできない場合、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループは、雑貨製品の製造ノウハウを活かしてキャラクターや各種ブランドの商材を取り扱っております。これら版権元と商品化許諾契約を締結し、良好な関係を構築しているものと考えておりますが、契約更新時の条件変更や条件が折り合わないことによる更新拒絶、版権元の倒産・ブランド廃止等による解除、終了となった場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜オペレーショナルリスク＞

① 個人情報・顧客情報等の漏洩及び喪失等によるリスク

当社グループが有している個人情報や顧客情報等につきましては、細心の注意を払い外部漏洩の防止に努めております。具体的には、社内では個人情報管理規則、情報システム管理規則等に則して、情報管理に関する社員への意識付けを行うとともに、データを取り扱う外部委託先に対しては秘密保持の契約を取り交わしております。しかし、万一、外部からの不正手段によるコンピュータ内への侵入、サイバー攻撃、システム障害、会社関係者の過失等により、ＥＣプラットフォームが長期的に停止した場合、又は機密情報や個人情報が漏洩し、信用の低下を招いた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

② 法令等の遵守状況が十分でないことによるリスク

当社グループが事業展開するうえでの主な法規制として、「製造物責任法（ＰＬ法）」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「食品衛生法」、「薬機法（旧薬事法）」等があります。事業を展開するにあたっては、これら規制に抵触することがないよう細心の注意を払っておりますが、抵触する事態が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが提供する製品、サービスにおきましては、提案する企画内容によっては第三者の知的財産権を侵害する（または不正競争行為に該当する）可能性があるため、企画の提案、製品化にあたっては、一般的な汎用品を除き知的財産権の有無を確認しております。この確認は、基本的には弁理士を通じて行っておりますが、製品、サービスの提供後、予想外の係争が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ ＣＳＲ調達に関するリスク

当社グループは、生産を委託している中国をはじめとするアジア諸国の生産委託先サプライヤーに対して、米国の公正労働基準法等を遵守し労働者に公正で安全な労働環境を提供することや、当社グループが定めている、国連・グローバルコンパクトの原則を参考としたＣＳＲ調達ガイドラインに賛同してもらい、定期的なアンケートや現地調査などを実施し、当社グループのＣＳＲ調達を遵守するよう厳しく要求しています。しかしながら、サプライヤーの工場において遵守していないことが指摘された場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

＜外部環境リスク＞

① 正常な製品生産の阻害要因の発生に関するリスク

当社グループは、製品生産にあたり「移動型ファブレス※」の形態をとっており、中国をはじめとするアジア諸国のサプライヤーに生産を委託しております。従って、生産委託先の倒産等により納期遅れや再生産等が必要となり、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があり、また、生産委託先サプライヤーのある各国の政治的・社会的な混乱、自然災害、テロ、紛争、疾病、通貨切上げ、インフラの障害等の要因で材料仕入れ、生産、流通に問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

また、当社グループが提供する製品は、エコバッグ等の縫製品やデザイン雑貨等の成型品を多く扱っており、綿花や石油化学製品などの原材料価格が急激に高騰した場合には、仕入価格に影響を及ぼす可能性があります。「移動型ファブレス」という特性を最大限に活かし、中国をはじめとするアジア諸国から安価な生産地を選定するとともに、製品価格の見直しなどの対策を講じておりますが、想定外の原材料の高騰が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

※製造原価を低減するため、常に最適な生産国・生産地を選択して生産を委託する形態。

② 米中貿易摩擦に関するリスク

当社グループは、中国をはじめとするアジア諸国のサプライヤーに製品生産を委託しております。「移動型ファブレス」の形態を活かし、コロナ禍においても同一製品を地域の異なる複数のサプライヤーに生産を委託するなど、様々な状況に対応して製品の供給を継続してまいりました。しかしながら、近年の米中貿易摩擦による貿易規制に起因する原材料価格の急激な高騰や、中国の政治又は法規制等による予期せぬ事象により、製品の調達に問題が生じた場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

③ 海上輸送に伴うリスク

当社グループは、中国をはじめとするアジア諸国からの製品の輸入を主として海上輸送によっております。このため、テロや地域紛争、国際関係の悪化による治安、情勢不安などによる運航リスク、原油価格の高騰などによる輸送コストの上昇、コンテナ需給の逼迫による輸送遅延や輸送コストの上昇などのリスクがあります。状況に応じて生産拠点からの物流経路の見直し等物流方法の最適化を図っておりますが、想定を超えた事象が発生した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

④ 金融・為替に関するリスク

当社グループは、前記に記載のように中国をはじめとするアジア諸国との輸入取引が多く、これらの輸入取引は主として米ドル建で行っているため、為替の変動により仕入価格に影響を及ぼす可能性があります。このような為替変動リスクを回避するため、為替予約をはじめとする対応を講じておりますが、大幅な為替変動は当社グループの業績及び財務内容に影響を及ぼす可能性があります。

⑤ 感染症に関するリスク

新たな感染症が発生し想定を超える規模となった場合は、各種イベントの縮小・延期・中止や企業活動の停滞等による需要の低下及び販売機会の喪失等、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。また、生産拠点のある国や地域のロックダウンに備えて、中国及びその他のアジア諸国において複数の生産拠点の確保や物流経路の最適化により、継続した安定供給の実現と価格競争力を維持する体制を整えておりますが、世界的な新型感染症の拡大により、複数の生産拠点が同時期にロックダウンとなった場合、製品の円滑な供給や仕入価格に影響を与える可能性があり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。当社グループは、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、従業員の健康や当社グループの事業活動への影響が最小限になるよう感染予防と感染拡大防止のための措置を講じておりますが、従業員が新型感染症に感染し、全社若しくは部分的に一定期間事業を停止した場合には、当社グループの業績に影響を及ぼす可能性があります。

⑥ 気候変動に関するリスク

当社グループは、持続可能な社会の実現に貢献する企業であり続けるために、サステナビリティへの取り組みを重視しており、気候変動リスクへの対応についても、積極的に取り組んでおります。環境問題に関しては、「製品を通じた環境貢献」「リサイクル推進とCO2排出削減」をマテリアリティとして製品開発に取り組んでおります。また、グループで使用する電力を2050年までに100％再生可能エネルギーにすることを目標として、中間目標として2025年までには50％達成に向けた取り組みを進めており、省エネ活動の実施、節電効果のある機械設備への投資、国内工場の生産ラインの再編及び太陽光パネル設置による自家発電・消費など、CO2排出量の削減に向けた対応を継続しております。

当社グループでは、中国をはじめとするアジア諸国のサプライヤーに製品生産を委託しているため、それらの国や地域において気候変動を起因とする想定を超えた自然災害が発生した場合には、製品の調達・物流の混乱・エネルギー供給の寸断などにより安定的な製品供給を継続することが難しくなり、当社グループの業績に影響を与える可能性があります。また、世界的な気候変動への対策により、新たな法令、規制の導入や強化等がなされた場合には、事業コストの増加により、当社グループの業績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

なお、当社グループは、2023年５月31日にTCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）提言への賛同を表明しております。

⑦ 災害に関するリスク

当社グループは、事業所所在地における大規模な自然災害の発生等により、事業活動が長期間停止する可能性があります。当社グループでは、事業継続計画（ＢＣＰ）を策定し、各拠点における備蓄品保管、通信・情報システムのバックアップ体制、適正在庫確保による供給維持などの施策を講じており、活動停止の影響を最小限にする対策を講じておりますが、想定を超える大規模災害の発生や原子力発電所の事故等により、大規模な経済活動の停滞が生じた場合は、当社グループの業績及び財政状態に重大な影響を及ぼす可能性があります。

2013年に政府が発表した首都直下地震対策検討ワーキンググループ最終報告によると、首都直下のＭ７クラスの地震は30年間に70％の確率で発生すると予測されています。当社グループは、インフラ・ライフラインが復旧するまでの一定期間は事業活動の大半が停止するものと想定いたしました。事業再開のため、事業活動が停止した状態でも必要となる、社員とその家族の生活を維持するために必要な人件費をはじめとした必要な資金37億円程度を確保しております。なお、工場、オフィスの原状回復費用等施設の復旧のための費用で保険金で賄いきれない金額は考慮しておりません。

第３【参照書類を縦覧に供している場所】

株式会社トランザクション本店
（東京都渋谷区渋谷三丁目28番13号）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町２番１号）

第四部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

第五部【特別情報】

該当事項はありません。

「参照方式」の利用適格要件を満たしていることを示す書面

会社名	株式会社トランザクション
代表者の役職氏名	代表取締役会長　　石川　諭

1　当社は１年間継続して有価証券報告書を提出しております。

2　当社の発行する株券は、東京証券取引所に上場されております。

3　当社の発行済株券は、３年平均上場時価総額が250億円以上であります。

59,367百万円

（参考）

（2023年４月28日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
1,716円	×	29,375,400株	＝	50,408百万円

（2024年４月30日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
1,790円	×	29,375,400株	＝	52,581百万円

（2025年４月30日の上場時価総額）

東京証券取引所における最終価格		発行済株式総数		
2,557円	×	29,375,400株	＝	75,112百万円

（注）　2023年４月30日は取引休業日であるため、その直前取引日である2023年４月28日の東京証券取引所における最終価格で計算しております。

事業内容の概要及び主要な経営指標等の推移

1　事業内容の概要（2025年７月22日現在）

当社グループは、純粋持株会社（当社）及び連結子会社６社（株式会社トランス、株式会社トレードワークス、株式会社クラフトワーク、株式会社Ｔ３デザイン、Trade Works Asia Limited、上海多来多貿易有限公司）により構成され、エコプロダクツ・ライフスタイルプロダクツ・ウェルネスプロダクツの企画・デザインから生産（委託）・生産品質管理・販売まで一貫した事業展開を行っております。当社グループは、顧客や市場の求めるオーダーメイド製品を主にエンドユーザーとなる企業向けに直接販売しており、また、自社オリジナルのイージーオーダー製品を卸売業者向けに販売しております。加えて、これらの製品を、自社サイトを中心としてＥＣによりエンドユーザー、卸売事業者他に販売しております。

当社グループは、多品種の製品を迅速に市場へ投入するために、ファブレス形態をとっております。これにより製品開発に経営資源を集中し、常に生産する製品に最適な工場を利用し、市場ニーズの変化に対応することができます。また、常に経営の機動性が保たれ、海外生産におけるカントリーリスクのヘッジにもつながっております。当社グループは純粋持株会社制度を採用し、グループの経営管理を主体とした当社を筆頭にその傘下に機能別に６つの事業会社を擁しております。各事業会社は、企画・開発、設計・デザイン、生産（委託）・生産品質管理、アッセンブリー・印刷・加工、販売等の区分により機能別に分社化することで、各事業会社間のシナジー効果、事業の有効性と効率性を高め、雑貨を中心としたファブレスメーカーとして顧客へトータルサービスを提供しております。グループ内の会社別の機能と役割は以下のとおりであります。

［グループ各社の主な機能と役割］

会社名	グループ内機能	グループ内役割
当社	純粋持株会社	事業子会社の経営管理
株式会社トランス	企画・受注・生産（委託）・販売	個々の顧客の要望によるオーダーメイドの受注生産製品を主にエンドユーザーへ直接販売（ＥＣ販売含む）を行うファブレスメーカー
株式会社トレードワークス	企画・受注・生産（委託）・販売	自社で企画するオリジナルブランドの見込生産製品を主に卸売事業者へ販売（ＥＣ販売含む）を行うファブレスメーカー及び関連商品の仕入、販売
株式会社クラフトワーク	印刷・加工・梱包・検品（国内）・商品管理	グループ内外の製品への印刷（シルクスクリーン印刷・オンデマンド印刷等）、加工、検品、アッセンブリー及び物流手配
株式会社Ｔ３デザイン	設計・デザイン	グループ内外のグラフィック、プロダクツ、ＷＥＢデザイン及び製品開発
Trade Works Asia Limited	販売・生産品質管理・貿易・商品仕入	海外販売、アジア圏における生産品質管理及び貿易並びにＶＡＰＥ及び関連商品の仕入、販売
上海多来多貿易有限公司	生産品質管理	中国圏における生産品質管理

当社グループは、当社グループの製品を販売経路別に以下のとおり分類しております。

① エンドユーザー企業向け

個々の顧客の要望によるオーダーメイドの受注生産製品をエンドユーザーへ直接販売しております。顧客のニーズに合わせた独自のデザインである雑貨製品の製造・販売が特徴となります。

② 卸売事業者向け

自社で企画する見込生産製品を卸売事業者へ販売しております。取引先となる卸売事業者の販売網を利用した拡販を行います。在庫を保有し、短い納期にも対応可能なところが特徴となります。

③ ｅコマース

主に当社グループのＥＣサイトを通じたＷＥＢ販売が当分類に該当いたします。

また、当社グループの製品を取扱製品の特徴により以下のとおり分類しております。

① エコプロダクツ

「リユース、リサイクル、リデュースされる製品」、環境省又は経済産業省が提唱・実施する環境プロジェクト等の中で推奨されている製品（環境に配慮したもの）、エシカル消費を後押しする製品を「エコプロダクツ」と定義しております。

② ライフスタイルプロダクツ

「①　エコプロダクツ」及び「③　ウェルネスプロダクツ」に該当しないすべての雑貨製品を「ライフスタイルプロダクツ」と定義しております。

③ ウェルネスプロダクツ

「健康維持・清潔感保持に貢献する製品」及び「化粧雑貨製品」を「ウェルネスプロダクツ」と定義しております。

④ デザインその他

グラフィック・プロダクト・ＷＥＢデザインの受託業務や印刷業務等の雑貨製品に該当しないものであります。

事業系統図

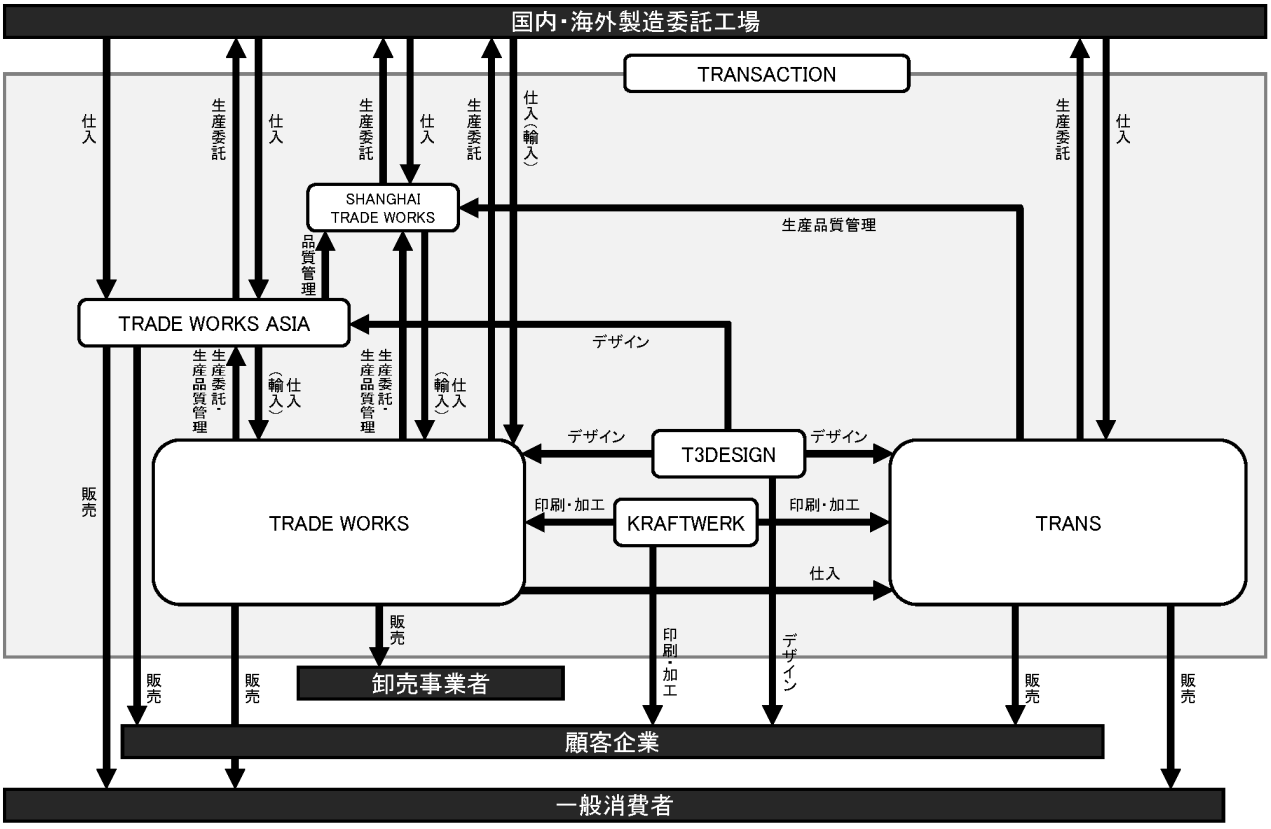

2　主要な経営指標等の推移

(1) 連結経営指標等

回次		第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月		2020年８月	2021年８月	2022年８月	2023年８月	2024年８月
売上高	(千円)	18,472,523	17,139,147	18,273,354	22,958,375	25,047,146
経常利益	(千円)	2,856,823	2,876,361	3,304,112	4,786,995	5,625,363
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	1,652,253	2,059,857	2,195,285	3,305,231	3,763,601
包括利益	(千円)	1,686,543	2,138,893	2,677,887	3,579,482	3,431,441
純資産額	(千円)	9,804,679	11,325,010	13,354,354	16,236,655	18,148,572
総資産額	(千円)	13,267,035	14,422,772	16,650,205	20,599,312	22,320,651
１株当たり純資産額	(円)	335.72	389.11	458.84	557.41	629.30
１株当たり当期純利益	(円)	56.69	70.71	75.43	113.50	129.40
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	―	―	―	―	―
自己資本比率	(%)	73.9	78.5	80.2	78.8	81.3
自己資本利益率	(%)	18.1	19.5	17.8	22.3	21.9
株価収益率	(倍)	20.0	15.3	14.1	17.2	15.3
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	1,613,043	2,306,228	239,579	3,767,642	3,022,077
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△352,765	△465,356	△213,754	△1,481,026	△1,715,964
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△94,226	△709,836	△819,302	△555,697	△1,516,192
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	3,941,425	5,083,041	4,351,963	6,060,372	5,846,780
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	476 〔181〕	453 〔142〕	442 〔133〕	455 〔139〕	481 〔175〕

(注) １　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次		第34期	第35期	第36期	第37期	第38期
決算年月		2020年８月	2021年８月	2022年８月	2023年８月	2024年８月
営業収益	(千円)	1,637,970	1,409,977	1,315,428	1,427,798	2,549,026
経常利益	(千円)	917,927	849,027	878,907	936,288	2,279,803
当期純利益	(千円)	625,416	852,876	817,766	964,557	2,125,937
資本金	(千円)	93,222	93,222	93,222	93,222	93,222
発行済株式総数	(株)	29,375,400	29,375,400	29,375,400	29,375,400	29,375,400
純資産額	(千円)	4,455,183	4,732,352	5,053,528	5,681,472	6,120,076
総資産額	(千円)	5,619,320	5,666,448	5,910,758	7,088,344	8,231,574
１株当たり純資産額	(円)	152.55	162.60	173.63	195.05	212.21
１株当たり配当額 (１株当たり中間配当額)	(円)	18.00 (－)	22.00 (－)	25.00 (－)	35.00 (－)	39.00 (－)
１株当たり当期純利益	(円)	21.46	29.28	28.10	33.12	73.09
潜在株式調整後１株当たり当期純利益	(円)	－	－	－	－	－
自己資本比率	(%)	79.3	83.5	85.5	80.2	74.3
自己資本利益率	(%)	14.5	18.6	16.7	18.0	36.0
株価収益率	(倍)	52.9	37.1	37.9	59.1	27.2
配当性向	(%)	83.9	75.1	89.0	105.7	53.4
従業員数 〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	29 〔0〕	27 〔1〕	27 〔1〕	28 〔1〕	32 〔1〕
株主総利回り (比較指標：TOPIX)	(%) (%)	110.7 (107.0)	108.0 (129.7)	108.5 (129.9)	197.4 (154.3)	203.8 (179.4)
最高株価	(円)	1,256	1,530	1,245	2,080	2,600
最低株価	(円)	611	900	842	1,003	1,607

(注) １　潜在株式調整後１株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

２　「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日）等を第36期の期首から適用しており、第36期以降に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を適用した後の指標等となっております。

３　株主総利回り及び比較指標の最近５年間の推移は以下のとおりであります。

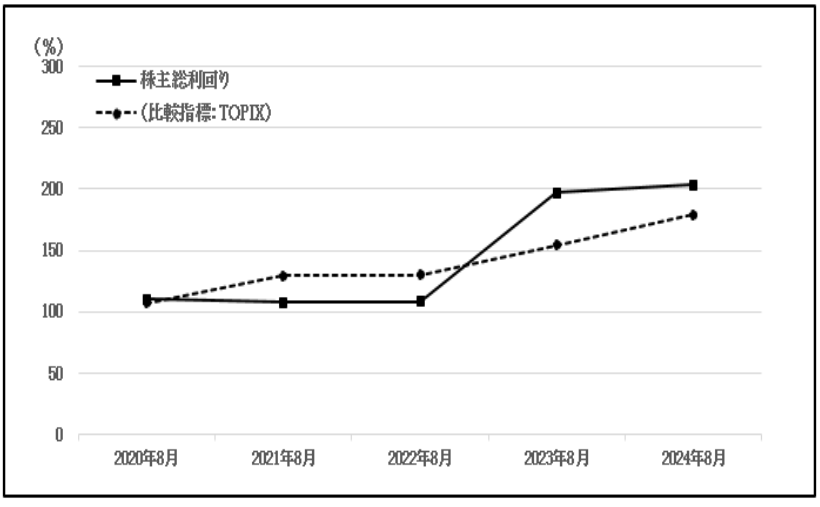

4　最高株価および最低株価は、東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。なお、2022年４月４日以降の最高株価および最低株価は、東京証券取引所プライム市場におけるものであります。

2025年８月期第３四半期連結会計期間
（自　2025年３月１日　至　2025年５月31日）の業績の概要

2025年７月14日開催の取締役会において承認され、公表した2025年８月期第３四半期連結会計期間（自　2025年３月１日　至　2025年５月31日）及び第３四半期連結累計期間（自　2024年９月１日　至　2025年５月31日）に係る財務情報は以下のとおりであります。

この四半期財務情報は株式会社東京証券取引所の定める規則により作成した四半期財務諸表等であります。

この四半期財務情報に対し、監査法人による期中レビューが行われており、期中レビュー報告書を受領しております。

なお、金額は千円未満を切捨てて表示しております。

四半期連結財務諸表及び主な注記

（１）四半期連結貸借対照表

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当第３四半期連結会計期間 （2025年５月31日）
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	5,818,864	6,126,773
受取手形、売掛金及び契約資産	3,130,367	3,986,646
有価証券	171,143	6,816
製品	5,049,611	4,990,079
その他	631,410	568,844
貸倒引当金	△116	△118
流動資産合計	14,801,280	15,679,043
固定資産		
有形固定資産	1,775,570	1,815,001
無形固定資産		
その他	200,648	203,296
無形固定資産合計	200,648	203,296
投資その他の資産		
投資有価証券	4,150,574	4,313,899
その他	1,392,577	1,375,996
投資その他の資産合計	5,543,152	5,689,896
固定資産合計	7,519,370	7,708,194
資産合計	22,320,651	23,387,237

（単位：千円）

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当第３四半期連結会計期間 （2025年５月31日）
負債の部		
流動負債		
買掛金	956,043	1,206,071
１年内返済予定の長期借入金	333,532	306,590
未払法人税等	1,032,588	555,189
賞与引当金	209,726	114,405
株主優待引当金	6,951	－
その他	795,385	751,075
流動負債合計	3,334,225	2,933,332
固定負債		
長期借入金	434,606	225,099
退職給付に係る負債	317,509	323,737
資産除去債務	37,229	45,732
その他	48,507	－
固定負債合計	837,852	594,568
負債合計	4,172,078	3,527,900
純資産の部		
株主資本		
資本金	93,222	93,222
資本剰余金	3,305,428	3,305,428
利益剰余金	14,889,019	16,805,670
自己株式	△703,497	△703,497
株主資本合計	17,584,173	19,500,824
その他の包括利益累計額		
その他有価証券評価差額金	373,082	185,192
繰延ヘッジ損益	△26,637	12,459
為替換算調整勘定	185,320	134,473
退職給付に係る調整累計額	32,634	26,387
その他の包括利益累計額合計	564,399	358,512
純資産合計	18,148,572	19,859,337
負債純資産合計	22,320,651	23,387,237

（２）四半期連結損益計算書及び四半期連結包括利益計算書

（四半期連結損益計算書）

（第３四半期連結累計期間）

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　2023年９月１日 至　2024年５月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年５月31日）
売上高	18,902,653	20,773,105
売上原価	11,542,979	12,727,967
売上総利益	7,359,674	8,045,137
販売費及び一般管理費		
給料及び手当	1,030,320	1,124,450
賞与引当金繰入額	90,868	97,765
退職給付費用	21,618	24,189
貸倒引当金繰入額	△7,598	1
その他	2,240,344	2,517,381
販売費及び一般管理費合計	3,375,553	3,763,787
営業利益	3,984,120	4,281,349
営業外収益		
受取利息	1,704	3,315
有価証券利息	122,422	144,983
受取配当金	－	2,400
為替差益	69,098	108,722
その他	2,945	2,317
営業外収益合計	196,170	261,738
営業外費用		
支払利息	2,343	1,876
訴訟関連費用	10,798	－
その他	5	350
営業外費用合計	13,147	2,227
経常利益	4,167,143	4,540,860
特別利益		
固定資産受贈益	－	26,997
投資有価証券売却益	－	45,391
特別利益合計	－	72,388
特別損失		
固定資産除却損	18	710
特別損失合計	18	710
税金等調整前四半期純利益	4,167,125	4,612,538
法人税、住民税及び事業税	1,306,062	1,462,771
法人税等調整額	109,810	108,382
法人税等合計	1,415,872	1,571,153
四半期純利益	2,751,252	3,041,385
親会社株主に帰属する四半期純利益	2,751,252	3,041,385

（四半期連結包括利益計算書）

（第３四半期連結累計期間）

（単位：千円）

	前第３四半期連結累計期間 （自　2023年９月１日 至　2024年５月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年５月31日）
四半期純利益	2,751,252	3,041,385
その他の包括利益		
その他有価証券評価差額金	69,238	△187,889
繰延ヘッジ損益	△72,927	39,096
為替換算調整勘定	48,562	△50,846
退職給付に係る調整額	△7,370	△6,246
その他の包括利益合計	37,501	△205,886
四半期包括利益	2,788,754	2,835,498
（内訳）		
親会社株主に係る四半期包括利益	2,788,754	2,835,498
非支配株主に係る四半期包括利益	－	－

（３）四半期連結財務諸表に関する注記事項

（会計方針の変更に関する注記）

（「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」等の適用）

「法人税、住民税及び事業税等に関する会計基準」（企業会計基準第27号　2022年10月28日。以下「2022年改正会計基準」という。）等を第１四半期連結会計期間の期首から適用しております。

法人税等の計上区分（その他の包括利益に対する課税）に関する改正については、2022年改正会計基準第20－３項ただし書きに定める経過的な取扱い及び「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号2022年10月28日。）第65－２項(2)ただし書きに定める経過的な取扱いに従っております。なお、当該会計方針の変更による当第３四半期連結累計期間の四半期連結財務諸表への影響はありません。

（継続企業の前提に関する注記）

該当事項はありません。

（株主資本の金額に著しい変動があった場合の注記）

該当事項はありません。

（四半期連結貸借対照表に関する注記）

当座貸越契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行４行と当座貸越契約を締結しております。

当第３四半期連結会計期間末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

	前連結会計年度 （2024年８月31日）	当第３四半期連結会計期間 （2025年５月31日）
当座貸越限度額	1,300,000千円	1,300,000千円
借入実行残高	－千円	－千円
差引額	1,300,000千円	1,300,000千円

（四半期連結キャッシュ・フロー計算書に関する注記）

当第３四半期連結累計期間に係る四半期連結キャッシュ・フロー計算書は作成しておりません。なお、第３四半期連結累計期間に係る減価償却費（無形固定資産に係る償却費を含む。）は、次のとおりであります。

	前第３四半期連結累計期間 （自　2023年９月１日 至　2024年５月31日）	当第３四半期連結累計期間 （自　2024年９月１日 至　2025年５月31日）
減価償却費	119,657千円	172,279千円

（セグメント情報等の注記）

【セグメント情報】

前第３四半期連結累計期間（自　2023年９月１日　至　2024年５月31日）

当社及び連結子会社の事業は、雑貨事業及びこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

当第３四半期連結累計期間（自　2024年９月１日　至　2025年５月31日）

当社及び連結子会社の事業は、雑貨事業及びこれらの付帯業務の単一事業であり、その事業が単一セグメントであるため、記載を省略しております。

（重要な後発事象）

（株式分割及び株式分割に伴う定款の一部変更）

当社は、2025年６月30日開催の当社取締役会において、株式分割及び定款の一部変更を行うことについて、下記のとおり決議いたしました。

１．　株式分割について

（１）株式分割の目的

株主の皆様の日頃からのご支援のお陰で、当社株式の株価は、2025年４月22日に2,740円と上場来高値を更新し、時価総額は800億円を上回りました。この株価は、前回の株式分割の効力発生日である2017年３月１日と比較し、約2.7倍の水準であります。このような状況を踏まえ、株式分割により、当社株式の投資単位当たりの金額を

引き下げ、投資家の皆様が当社株式へより投資しやすい環境を整えるとともに、当社株式のさらなる流動性の向上と投資家層の拡大を図ることを目的としております。

また、株式会社東京証券取引所においても、個人が投資をしやすい環境をつくるため、株式の投資単位となっている100株当たりの金額（最低投資金額）を引き下げるよう上場会社に要請しており、今回の株式分割は、この要請に応えることも目的としております。

（２）株式分割の概要

①　分割の方法

2025年８月31日（日曜日）を基準日として、同日最終の株主名簿に記載又は記録された株主の所有する普通株式１株につき２株の割合をもって分割いたします。

なお、基準日である2025年８月31日（日曜日）は、当社の株主名簿管理人が休業日のため、実質的には2025年８月29日（金曜日）が基準日となります。

②　分割により増加する株式数

株式分割前の当社発行済株式総数	29,375,400株
今回の分割により増加する株式数	29,375,400株
株式分割後の当社発行済株式総数	58,750,800株
株式分割後の発行可能株式総数	160,000,000株

（３）株式分割の日程

取締役会決議日	2025年６月30日（月曜日）
基準日設定公告日	2025年８月８日（金曜日）
基準日	2025年８月31日（日曜日）
効力発生日	2025年９月１日（月曜日）

２．　株式分割に伴う定款の一部変更

（１）定款変更の理由

今回の株式分割に伴い、会社法第184条第２項の規定に基づき、2025年６月30日開催の取締役会決議により、2025年９月１日（月曜日）をもって当社定款第６条に定める発行可能株式総数を変更いたします。

（２）定款変更の内容

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更後定款
（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 80,000,000 株とする。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、 160,000,000 株とする。

（３）定款変更の日程

取締役会決議日	2025年６月30日（月曜日）
効力発生日	2025年９月１日（月曜日）

３．　その他

（１）配当について

今回の株式分割は、2025年９月１日（月曜日）を効力発生日としておりますので、2025年８月31日（日曜日）を基準日とする2025年８月期の期末配当金につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

（２）株主優待について

今回の株式分割は、2025年９月１日（月曜日）を効力発生日としておりますので、2025年８月31日（日曜日）を基準日とする株主優待につきましては、株式分割前の株式が対象となります。

なお、2026年２月末基準の株主優待につきましては、2025年12月中旬までに改めてご案内申し上げます。

独立監査人の四半期連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年７月14日

株式会社トランザクション

取締役会　御中

太陽有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　陶　江　　徹

指定有限責任社員
業務執行社員　公認会計士　野　田　大　輔

監査人の結論

当監査法人は、四半期決算短信の「添付資料」に掲げられている株式会社トランザクションの2024年９月１日から2025年８月31日までの連結会計年度の第３四半期連結会計期間（2025年３月１日から2025年５月31日まで）及び第３四半期連結累計期間（2024年９月１日から2025年５月31日まで）に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

四半期連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して四半期連結財務諸表を作成することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

四半期連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、

職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

・　主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、株式会社東京証券取引所の四半期財務諸表等の作成基準第４条第１項及び我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表に関する会計基準（ただし、四半期財務諸表等の作成基準第４条第２項に定める記載の省略が適用されている。）に準拠して作成されていないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。

・ 四半期連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

（注）１．上記の期中レビュー報告書の原本は当社（四半期決算短信開示会社）が別途保管しております。

２．XBRLデータ及びHTMLデータは期中レビューの対象には含まれていません。

株式会社プロネクサス　印刷